

大阪代協だより

Web版



INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF OSAKA INC.



われわれは、次の募集規範を遵守し、消費者の利益に貢献します。

倫理規範

- ①社会性・公共性の自覚 ②自己研鑽
- ③信義・誠実性 ④信用の維持
- ⑤反社会的勢力との関係遮断

行動規範

- ①商品説明 ②最適アドバイス
- ③アフターサービス・アフターフォロー
- ④顧客情報の守秘 ⑤法令の遵守

発行者

一般社団法人 大阪損害保険代理業協会
 会長 山中尚
 大阪市北区梅田1丁目2番2-1400
 大阪駅前第二ビル14-1-2
 TEL06-6341-6085

大阪代協ホームページ

<https://www.osakadaikyo.or.jp/>

Check!理事会

12月の理事会のトピックスです

- 2022年度方針・事業計画が決定しました
 大阪代協の「パーパス・ビジョン・加チャ」を明確にしました。
 「大阪代協を活性化させ、保険代理店の持続的な発展、
 職業魅力の向上を実現する」をパーパスとし、大阪代協
 の事業はすべてこのパーパスに基づいて計画されます。
- 2022年度支部体制が決定しました
 南大阪支部と阿倍野支部の統合が決定しました。より多
 くの情報を集約し、活動予算や人材を有効に活用して、
 新支部の会員の皆様に一層のメリットが還元できるように
 取組まれます。

Challenge 50

12月に迎えた新しい仲間です！

所属支部	代理店名（敬称略）	代申会社
東	阪神高速サービス	損保ジャパン
北大阪	カーテックジャパンアシスト	東京海上日動
北摂	ライフスタイルコーポレーション	AIG
船場	リスタイル	東京海上日動
阿倍野	フェイス保険サービス	東京海上日動

どうぞよろしくお願いたしますm()m

スケジュール等はホームページの
 トップ画面からご確認いただけます
<https://www.osakadaikyo.or.jp/>

本セミナーでは、代理店への立ち入り検査の概要
 を踏まえ、代理店の内部管理態勢整備や顧客本位
 の業務運営の核心に迫ります。
 各地で大変評価の高いセミナーが、大阪に初登場！



☆☆ お知らせ ☆☆

- 2022年新春オープンセミナー開催
 1月27日(木) 15:30~17:00 Webにて開催します
 既に400名近い応募者です。詳細は下記サイトをご参照下さい
<https://www.osakadaikyo.or.jp/info/6462>
- 日本代協リスクマネジメント講座開講
 間もなく募集が始まります
<https://www.osakadaikyo.or.jp/info/6747>
- 大阪代協60周年記念行事のスケジュール決定
 2022年5月24日(火)
 @大阪オーバルホール、ホテルモントレ大阪
<https://www.osakadaikyo.or.jp/info/6863>
- ワンポイントレッスン
 テーマは「個人情報管理」です。(後掲してます)

大阪代協2022新春オープンセミナー

金融庁検査の着眼点

2022年1月27日(木)
 15:30-17:00 ZOOM Webinar



講師 **成島 康宏** 氏
 元・金融庁特別検査官
 日本代協アドバイザー

保険会社・代理店等の検査・監督業務に長年より幅広く従事。
 2019年7月金融庁監督特別検査官を最後に退任。
 同年9月からアニコム損害保険株式会社、その後
 2021年10月よりライフネット生命保険株式会社に在籍。

金融庁在職中は生命・損害・少額短期保険会社および乗合代理店等への検査・
 モニタリングを数多く行ったほか、保険会社等に対する監督業務の経験も有す。
 現在、金融行政の動向に対応した内部管理態勢の整備や保険募集・コンプライ
 アンス研修等に関するアドバイスのほか、セミナー、執筆活動も行う。



お申込みは左記のQRコードよりご登録下さい。
 定員500名（先着/無料）



一般社団法人 大阪損害保険代理業協会
 〒530-0001
 大阪市北区梅田1-2-2-1400 大阪駅前第二ビル14階1-2
 TEL: 06-6341-6085 HP: <https://www.osakadaikyo.or.jp>



山中会長 年頭所感 ～やはり「人」が持つパワーは凄い～

あけましておめでとうございます。

未曾有のパンデミックに翻弄され続けついに3年目を迎えることとなりました。

今年こそはあちらこちらに笑顔が溢れる平和で安心な1年となることを心から願っております。

今後我が国は未経験の構造変化を迎えることとなります。「DX(デジタルトランスフォーメーション)」の進展により生産・消費のあり方も大きく変わるため、現在の延長線上に明確な未来を描きにくい環境であることは間違いないでしょう。

世の中全体が急スピードで変化するわけですから、変化への迅速で柔軟な対応を避けて通ることはできず、この点は代理店も保険会社も同じ認識であると思います。社会全体の流れには常に感覚を研ぎ澄まし、敏感かつ冷静に対応する必要があります。

しかし、この怒涛のようなDXの進行は、ある意味私たち代理店にとってフォローの環境ではないのか、と最近考えるようになりました。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、私たち代協の活動もWeb一辺倒となり、直接顔を合わせて語り合う環境が奪われました。それでも活動を止めるわけには行かず、なんとか皆で知恵を絞り、懸命にデジタルと格闘し、利便性を含めWebの様々なメリットについて享受するに至りました。

そのような中で、昨年終盤、感染状況が落ち着きを見せ始め、それまで1年以上会えなかった仲間とマスク越しとは言えようやく対面することができました。

顔を見合わせて、ひとこと言葉を交わした瞬間、私の胸の内に何とも言えない暖かい気持ちが喜びとともに湧き上がってきたことを忘れることができません。

やはり「人」が持つパワーは凄いのだという事を思い知りました。



(大阪代協山中会長)

私は常々代協が活動する大儀について申し上げます。「お客様は信頼できる募集人を介して保険に入った方が安心し満足度が高い」、お客様は保険のプロである募集人の親身なコンサルティングを受けて納得する内容で加入することを強く求めています。代協が、信頼できる保険代理店を存続・発展させるために活動するのは、お客様のため、世の中のためになっている、という事です。

保険は、加入する人の想いや愛や夢が原点にあり、金融商品の中でも人間味が特に色濃く反映する分野です。私たちは、確かにデジタルには利便性や価格の面において劣勢に立たされるかもしれませんが、しかし私たちの、お客様を思い、寄り添い、血液の流れや体温を感じていただきながらお客様の人生に向き合うことの価値は、まさにプライスレスだと考えます。私は、それぞれの代理店の考え方、やり方次第で、このDXの荒波こそ、必ずやチャンスに変えることができると確信しています。

しかしながら、世間から求められる「信頼できる募集人」像は常に変化し続けています。私たち自身も、様々な情報を集め、体制を整備し、ツールを駆使して進化し、研鑽して行かねばなりません。現状維持は後退に他なりません。思考を停止させ、努力を怠った瞬間にあっという間に置いていかれてしまいます。

その意味でも代協の存在意義は益々重要であると考えています。代協は、経営や保険本業に役に立つ組織でなければならないと考えています。この1年も引き続き、会員の皆様のお役に立つ情報や仕組みをお伝えし、研鑽の場を提供して参る所存です。

また、代協という組織自体も変化を恐れてはいけません。残念ながら未だに保険業界の中で代協の認知度は決して高いとは言えず、比較的年齢層が低い一般会員の皆様への代協価値の浸透は非常に大きな課題であると捉えています。世代、立場、業態、価値観の異なる様々な会員の皆様が集り、様々な情報や考え方に触れることが代協のメリットであり、組織の活性化、強化につながるのだと思います。

2022年度の大阪代協のスローガンは「DX(代協トランスフォーメーション)大阪代協」を予定しています。保険業界の激しい変化に対応し、従来のやり方にとらわれず、会員の皆様、お客様や社会のニーズを基に、事業やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、文化・風土を変革し、保険代理店はもとより世の中にとって必要不可欠な存在意義を確立するために努力して参る所存です。

この1年も会員の皆様と一緒に新たなチャレンジをいたします。

皆様のご理解とご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

2022年 元旦

～我々も法人顧客もなじみやすいジャンル～

リース化提案スキル修得 WEB セミナーを開催しました

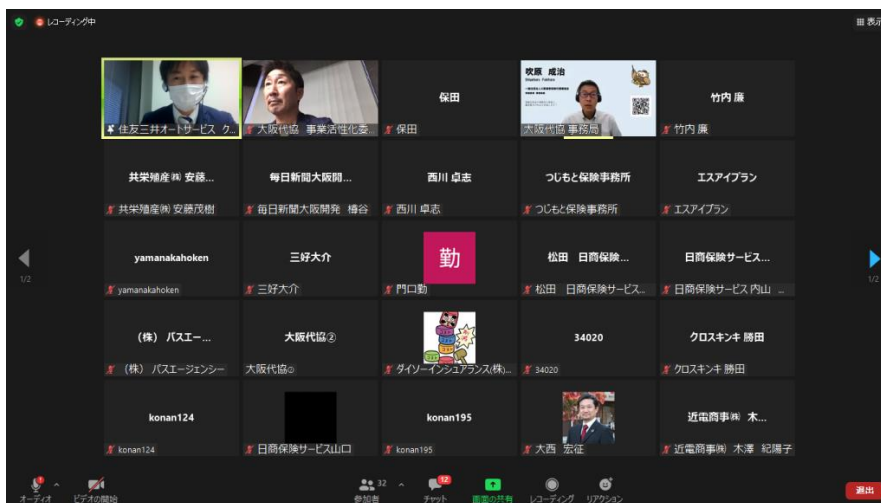
12月1日（水）16：00～17：00 事業活性化員会主催にて Web セミナーを行いました。下半期重点提携事業のリース化提案スキル修得セミナーです。講師は、住友三井オートサービス株式会社 部長代理 久保 幸誠氏にお願いいたしました。



我々保険代理店は、お客様を直接グリップし様々な情報を把握しているという点で、提案営業を行う上で、他業種に比べ圧倒的優位に立っています。保険会社による厳しい代理店手数料政策が進められている中、保険以外の収益向上に取組み、代手の削減分を埋め、さらにプラスオンしていくことが、我々保険代理店が企業として発展していく一つの手法と考えることができます。

その手段の一つとして、オートリースの提案は保険とも親和性が高く、我々も法人顧客もなじみやすいジャンルだと言えます。

セミナーの内容は、第1部はオートリースの現状の他、リース車両の自動車保険についてオープンポリシーを活用しながら防衛、獲得する手法をレクチャー頂きました。



第2部では、EV（電気自動車）の現状の説明です。

EV自体が蓄電池の役割を果たします。今後益々重要視される、SDGs、ESG、BCP対策、カーボンニュートラル等これから避けて通れない課題の解決方法の一つであると認識することが出来ました。社会課題であるこれらの問題を我々保険代理店も語る事が必須の時代と思われれます。

第1部、第2部共に質疑応答時間には、どんどん質問が出て非常に盛り上がったセミナーとなりました。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。

そして、法人顧客にどしどしリースのお話を致しましょう！！

(記事：事業活性化委員会 保田委員長)

～自賠責切れ（無保険車）は全体の12%！！～

京阪支部 「自賠責無保険車追放キャンペーン」を実施しました

11月10日（水）、京阪支部の岩本支部長・島田副支部長・太田 CSR 委員の3名が、CSR 活動の一環として枚方市に所在する大学において、当該大学の学生部と連携して原付バイクの無保険車追放キャンペーンの取組みを実施しました。

具体的には、自賠責保険が更新漏れとなっているバイクの実態調査、ティッシュ付き注意喚起リーフレットの設置を行いました。



コロナ禍の影響もあってか、授業は行っているものの学生はちらほらで、ほとんどの学生が web で受講しているように見受けられました。駐輪場までの10分間歩いて移動しているときも数人の学生しかすれ違わないような状況でした。

駐輪場に止めてあった、バイクは全部で33台。これもコロナの影響でしょうか？
（コロナ前は

駐輪場一面のバイクが停まっていたのに！）

3人でチェックを開始、自賠責切れはなんと4台あり、そのうち1台は放置バイクのようでした。



自賠責切れ（無保険車）は全体の12%！！

大阪損害保険代理店協会無保険車キャンペーン				
[] 大学 2021.11.10 実施				
原付	33	台		
シール無し	0	台		%
車検切れ	4	台	12	%
その他				
原付		台		
シール無し		台		%
車検切れ		台		%

報告書を学生部長にお渡しし

て結果報告。12%は学生部長も驚きの表情でした。

「また来年も宜しくお願いします」のお言葉を頂き、キャンペーンチラシとティッシュを大学の各所に設置して終了しました。

（記事：京阪支部）



～パパ育休の取得も当たり前前の時代です～

阿倍野支部 第7回支部会開催

12月23日（木） 難波市民学習センターにて支部会を開催しました。

また、今月も先月に引き続き感染対策を万全に行った上でリアル開催となり多数の方々のご出席を頂きました。



情報提供の部

情報提供の部ではSOMPO ひまわり生命より10月に新たに発売された「がん保険」の情報を共有頂きました。免責期間の3か月間は保険料が発生しないのは業界初とのことです。

SOMPOひまわり生命 あなたの健康と、たれかがうれしい。 代理店併用専任 営業所の使用業務

【10月2日】SOMPOひまわり生命が新しいがん保険を発売します！

健康をサポートするがん保険 **勇気のお守り**

おさえておきたい！ココがポイント！

- ご契約から保障開始までの3ヶ月間は、保険料なし！
（がん診断給付金は別）
- 代理店手数料は、ご契約日から支払対象！
（契約日の属する月から手数料をお支払い）
- 非喫煙保険料率があります！しかも、コチン検査不要！
喫煙者保険料率の方も、禁煙★チャレンジ！制度で、1年後には非喫煙保険料率になるかも！
- 選べる2つの主契約！
がん治療給付 ⇒ 一時金で保障！
がん治療給付 ⇒ 月額で保障！
- すべての保障で上皮内がんを対象に！保険料免除もOK！
- がん診断給付金は、通院でもOK！（※国産1号1回限額・支払回数無制限）
ホルモン剤・再発予防・疼痛緩和療法でも支払対象！
- がん治療給付金の経口投与の抗がん剤・ホルモン剤は、通院日数にかかわらず、処方月数でお支払い。

詳細は前身がん種別（G2・G3）のプラン（P）約款および取扱説明書をご確認ください。お問い合わせは弊社自由相談まで。

SOMPOひまわり生命 あなたの健康と、たれかがうれしい。 代理店併用専任 営業所の使用業務

ご提案前に、支払事由をご確認ください！
～「小さな保障の違い」が『大きな金額の差』に～

がん保険を比較される際には、特にご注意ください。同じような名称の給付金でも、保障内容・支払事由が異なる場合があります。一例、がん診断給付金の違いによる差、支拂い給付金の差に注目を。お手続きの際は、必ず保障内容・支払事由の理解をお願いします。

この資料では【がん診断給付金】【抗がん剤治療給付金】について、【小さな保障（支払事由）の違い】がわかります。大きな差額金額の差！を「がん」での治療費に活用してご活用ください。 ※必ず「がん診断給付金」をご確認ください。

< 乳がんでの治療例 >

- 乳房切除手術で乳房を摘出された場合、補完療法として5日間の乳がん（右乳癌）と診断。
- 腫瘍がやや大きく、リンパ節転移のリスクが高いため、通常より、前処置療法（手術前の抗がん剤治療）を3か月実施。
- その後、14日間入院して、右乳房全摘手術および右リンパ節の摘出術を実施。
- 退院後、再発予防のために、後療法療法（手術後の抗がん剤治療、月2回通院6か月間）と経口投与抗がん剤治療（1回に3ヶ月分処方、5日間通院）を実施し、現在に至る。

給付金の種類	支払事由の違いと給付金支払例	
がん診断給付金	A: 『乳がん診断給付金』のみを認める通院』を支払事由に含む	B: 『乳がん診断給付金』のみを認める通院』を支払事由に含む
	600万円	100万円
抗がん剤治療給付金	C: 乳がん診断給付金について処方せんによる処方期間によって支払	D: 乳がん診断給付金について入院または通院したときに支払
	630万円	270万円
がん診断給付金 + 抗がん剤治療給付金	A+C	B+D
	1,230万円	370万円

給付金支払例の詳細は裏面をご覧ください。

更にホルモン治療による投薬が行われた場合、処方せんによる投薬期間も保険金の受取期間になるようで治療内容によっては受け取れる保険金に大きな差が生じるようです。

勉強会の部

今月の支部会は社労士が教える！！『最新補助金情報と労務管理に伴う法改正』と題しまして社会保険労務士の品川典久先生（写真右）にお越し頂きました。



令和4年4月から育児介護休業法改正が行われ、パパ育休の取得が当たり前に行えるようになります。大企業、中小企業問わず適用されるようで、特に少人数で運営している企業にとっては難しい問題になりそうです。

また、育児休業を理由とする様々なハラスメントも想定され、雇用関連賠償リスクへの備えも重要になると思われます。

事業主の皆さまへ（1～4は全企業が対象） 【令和3年11月末時点版】
改正内容に関する省令の内容を追加しました。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後/パパ育休制度（出生時育児休業制度、P2参照）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

- **育児休業を取得しやすい雇用環境の整備**
育児休業と産後/パパ育休（P2参照）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。
 - ① 育児休業・産後/パパ育休に関する研修の実施
 - ② 育児休業・産後/パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
 - ③ 自社の労働者の育児休業・産後/パパ育休取得事例の収集・提供
 - ④ 自社の労働者へ育児休業・産後/パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
- **妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置**
本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。
※取得を控えさせるような形で個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 育児休業・産後/パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後/パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後/パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後/パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

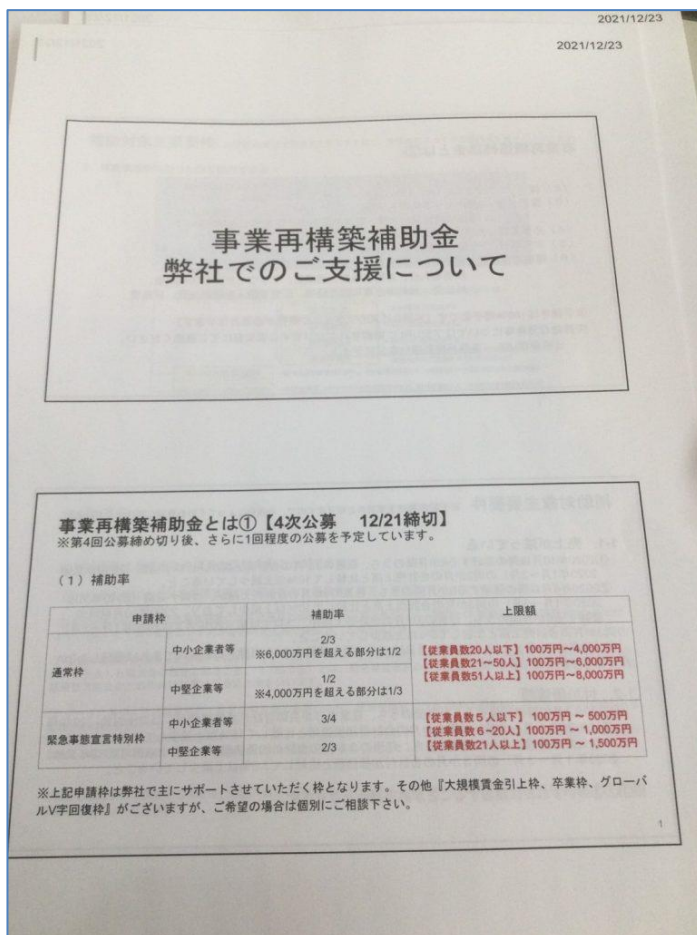
2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 就業規則等を見直しましょう

現行	令和4年4月1日～
(育児休業の場合) (1) 引き続き雇用された期間が1年以上 (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない	(1)の要件を撤廃し、(2)のみに ※無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は 労使協定の締結により除外可) ※育児休業給付についても同様に緩和

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

その他にも「事業再構築補助金」や「ものづくり補助金」の概要もご教示頂きました。

事業再構築補助金とは、コロナにより一定月の売上高が減少する中で「新分野展開」「事業転換」「業態転換」を行う際、最大8000万円まで補助が受けられるというものです。採択率は50%程度と決して高くはありませんが講師の品川先生は採択されたご経験があり、色々なテクニックが必要だそうです。ご興味を持たれているお客様がおられましたら、是非品川先生にご相談なされてはいかがでしょうか。



議事の部

理事会・委員会報告を行いました。主なトピックスは下記の通りとなります。

- ・南大阪支部と阿倍野支部統合が決定
- ・保険料スマホ決済手数料代理店負担に対する日本代協への提言
- ・2022年5月24日大阪代協通常総会、60周年記念行事の概要
- ・[実態調査アンケート](#)のご協力依頼
- ・コンサルティングコース募集開始
- ・DRP ネットワーク入庫紹介キャンペーン

是非阿倍野支部会にご参加をお願いします。

お待ちしております。

(記事：阿倍野支部 西村支部長)



《体制整備の豆知識Part6》 2021.12.24
ふたのワンポイントレッスン Vol.9 「顧客情報管理②」

お疲れ様です。ワンポイントレッスン Part6 第9号をお送りします。

今回は、前回に引き続き、代理店従業員の顧客情報管理について解説いたします。

顧客情報管理は大変に重要な体制整備であるとともに、代理店監査で最も指摘事項の多い項目のため、定期的な自己点検、(内部)監査等で適正な管理が行われているか実態を把握、確認することが重要です。

《観点》

個人情報保護法等に則り、個人情報を適切に取り扱い、管理しているか。

《体制整備として実務面からの注意点》

1. 契約締結の際、代理店独自に顧客情報を利用する目的がある場合は、当該利用目的について、以下の方法で通知、公表、明示する。
 - ・通知: チラシ、郵便、ファックスおよび電子メールの送信等
 - ・公表: ホームページへの掲載、代理店事務所内等の見やすい場所への掲示
 - ・明示: 会社案内、パンフレット等へ記載し、利用目的が掲載されている旨を説明
2. 個人データの第三者提供時は記録・保存義務が、また第三者からの取得時は確認・記録・保存義務が課されることに注意する。

第三者に個人データを提供したときは、提供先の氏名等、個人情報保護委員会が定める事項の記録を作成し、一定期間保存する必要があります。第三者から個人データの提供を受けたときは、提供者や個人データの取得経緯等を確認した記録を作成し、一定期間保存する必要があります。
3. 機微(センシティブ)情報を取得する場合は、あらかじめお客さまの同意を取得したうえで、業務遂行上必要な範囲で取得、利用、または第三者提供する。

意図せず機微(センシティブ)情報が記載された書類等を受領したような場合は、マスキングを行うなどして、不要な機微情報を取得しないようにしてください。

監査でキャビネット内のファイリングを実査すると、生保の告知書(写)や給付金請求時の診断書(写)が保管されていることがよく見受けられます。定期的にファイリングを点検することが必要です。
4. パスワードの管理、フリーメールの業務利用、ファイル共有ソフトやウィルス対策に関して、次のような対応を適切に行っているか。

フリーメールを業務に利用すると、フリーメール業者がメールの内容を機械的に読み取り、ユーザーに見せる広告を選ぶ材料にする等、業務上の情報を利活用されてしまうリスクや、問題発生時にフリーメール業者から調査に協力してもらえないリスクがあります。リスク防止の観点からフリーメールの業務利用は原則禁止してください。やむを得ず利用する場合は、誓約書等を用いて代理店内で利用をする従業員を把握したうえで、下記の対策を行ってください。

ア. 「二段階認証または二要素認証」に加え、「強固な認証設定」を設定してください。

イ. 不必要なメールを削除することを必須とします。

ウ. フリーメールで提供されているセキュリティ対策(アクセス制限等)の設定を行うことを強く推奨します。
5. 管理区域外に個人情報を持ち出す場合、管理簿等で持ち出し状況を確認する。

また、持ち出す個人情報は、訪問先の個人情報に限定する等、業務上必要最低限のものに限定する。

多くの保険代理店では個人情報(データ)の社外持ち出し時のルールを策定していますが、テレワーク時には、長期間に亘り顧客情報を含む書類を自宅に持ち帰ることにより、自宅内で書類等の紛失が発生しています。テレワーク用の社外持ち出しルール(例えば、毎週金曜日に持ち帰った書類が現存しているか会社に報告する)を策定する必要があります。

6. テレワークをする際は、取扱者以外が容易に個人情報を閲覧できない措置を講じる。

- ・パソコンは、パスワード付きのスクリーンセーバーの起動、または、コンピューターロック等で閲覧できないようにする。
- ・書類・媒体・携帯可能なパソコン等を机上等に放置しない。
- ・テレワークでパソコンを使用する際、家族共用とすると顧客情報等を誤って消去、棄損する恐れがあるので、自分専用パソコンとすることを強く推奨します。
(最近では会社貸与 PC を利用する代理店が増えています)

作成：日本創倫株式会社 専務取締役(SEO)オフィサー事業部長 風間利也
配信：日本代協事事務局